

アイヌ語（沙流方言）の所属形名詞が表す全体-部分関係*

喜多 直人

n-kita5332@hotmail.com

キーワード：アイヌ語（沙流方言）認知言語学 所有 全体-部分関係

要旨

アイヌ語における所有を表す2つの名詞句のうち、「人称接頭辞-所有対象名詞-接尾辞」という形式の意味を解明することを本稿では試みる。先行研究では所有者名詞の指示対象と所有対象名詞の指示対象との関係が全体-部分関係であるときにこの形式が用いられると記述されてきた。しかし、 $\phi=mip-ih$ ‘彼/彼女の着物’ や $\phi=uni-hi$ ‘彼/彼女の家’ などこの形式が用いられているが一見したところ全体-部分関係を指示していると思えないような事例を取り上げる。これらの用法は、所有対象に対して所有者が不可欠であるものとして両者の関係を見なす場合に認可される。よって前者を後者の一部分に類似するものとし、全体-部分関係との共通点が見いだされる。

1. はじめに

アイヌ語沙流方言¹の所有名詞句には例 (1) に示すように2形式が観察される。どちらも所有の意味を表現しているが、(1a) と (1b) は形態統語論的に異なっている。(1a) は「～を持つ」という意味の動詞 *kor* を用いた「人称接頭辞 + *kor* + 所有対象を指示する名詞（以下所有対象名詞²）」という構造を有する。もう一方の (1b) は「人称接頭辞-所有対象名詞-接尾辞 (POSS)」という構造を有する。

(1) a. *ku=kor cip*

1SG.A=～の 舟

‘私の舟’

* この論文は 2017 年度に東京大学文学部に提出した卒業論文の一部を再構成し新たな内容を付け加えたものである。卒業論文以来指導教員の西村義樹先生より丁寧なご指導を賜り、また本論文に関して以下の方々よりご指摘や助言をいただいた：浅岡健志朗、石塚政行、氏家啓吾、小野綾子、Ash Spreadbury、竹谷純一郎、田中太一、野中大輔、平沢慎也（敬称略）。上記の方々にこの場をお借りして感謝を申し上げたい。いうまでもなく本稿におけるいかなる誤りも筆者の責任である。

¹ 日本列島北東部、現在の北海道から樺太において話されてきた言語。他の言語との系統関係は不明である。基本語順は SOV で、膠着的な特徴を持ち抱合による語形成も頻繁に行われる。動詞にはその行為の參與者を示す人称接辞が付く（各人称接辞は後述）。沙流方言は日高地方沙流川流域の下流～中流において使用してきた方言である。以下「アイヌ語」と記した場合はアイヌ語沙流方言を指すものとする。

² 本稿では「所有者」「所有対象」といった場合は名詞や接頭辞によって指示される対象のことを意味し、「所有者接頭辞」「所有対象名詞」といった場合は接頭辞や名詞句という言語表現のことを意味する。

b. *e=otop-ih*

2SG.A=髪-POSS

‘あなたの髪’

所有対象によって所有名詞句の形式に差異が発生する文法現象は、言語類型論の俎上では所有対象の譲渡可能性 (alienability) による形式分化であると説明されてきた (Nichols 1988; Chappell and McGregor 1996; Payne 1997: 40; Dixon 2010: 290)。Chappell and McGregor (1996: 4) は譲渡不可能所有 (inalienable possession) を所有者と所有対象との本質的、あるいは変わることのない関係を表すと分析する。同様の観点が Heine (1997: 10) にも述べられており、「親族役割」「身体部位」「相関的な空間概念」「ある物体の部分」「身体および精神の状態」「所有対象を動詞的名詞とする名詞化」といった概念領域が言語表現となったときに譲渡不可能所有になりやすいと提示されている。

アイヌ語では以下に挙げる名詞類を所有対象名詞とするときに例 (1b) の形式で所有が表現される傾向にある (田村 1988: 33-34)。

親族名詞、身体部位名詞、全体に対する部分を指す名詞、空間的／時間的位置関係
(～の下、～のあと等) を指す名詞

すなわち上述した知見に照らし合わせればアイヌ語における類型論的な譲渡不可能所有は (1b) の形式であるということになる。一方で (1a) の形式は譲渡可能所有 (alienable possession) とされる (Sato 1997: 154)。以上の先行研究を基盤に、親族名詞を除いたうえで (1b) の形式が表現する全体と部分との関係を観察して統一的な記述を試みる³。

本論文の構成は以下の通りである。2 節でアイヌ語所有名詞句の形態統語論的特徴について本論と関係がある範囲で紹介する。3 節では本論文が依拠する認知言語学の所有に関する観点を概説したうえで、4 節にて事例を取り上げ所有形式の構文的特徴とそれが表す意味の間の対応を分析する。なお 4 節では (1b) の形式が表す意味との比較対照のために (1a) の形式についても意味論的記述を行う。最後に 5 節でまとめと今後の課題を提示する。

2. アイヌ語の所有名詞句の形態統語論的特徴

アイヌ語は複統合型言語であり、文の述語動詞には主語及び目的語と相互参照関係にある人称接辞が義務的に付加される（各人称接辞は表 1 を参照）。

³ (i) に示すように、親族を指示しているが譲渡不可能所有の形式とはならない親族名詞が存在する。この現象は Sato (1997) など先行研究では例外的とされており、別立てで考察する必要がある。よって親族名詞については別稿に譲る（アイヌ語親族名詞の一部ではあるが喜多 (2018) にて考察を展開した）。

(i) *ku=kor mici*

cf. *k=ona-ha*

1SG.A=～の 父

1SG.A=父-POSS

‘私のお父さん’

‘私の父’

表1 文法関係を標示する接辞

人称および数	S	A	O
1SG	$k(u)=$	$k(u)=$	$en=$
1PL.EXC	$=as$	$c(i)=$	$un=$
2SG	$e=$	$e=$	$e=$
2PL	$eci=$	$eci=$	$eci=$
3SG	$\phi=$	$\phi=$	$\phi=$
3PL	$\phi=$	$\phi=$	$\phi=$
4⁴	$=an$	$a=$	$i=$

例 (1a) に表れているのは譲渡可能所有の形式である。動詞 *kor* が所有対象名詞に前置され、所有者は *kor* の人称接頭辞によって表現される。所有者を標示する人称接頭辞は表 2.1 の「A」の列のものである。(1a) のような形式を以下 A タイプと呼称する。

例 (1b) のような譲渡不可能所有を形成する際、所有対象名詞は「所属形」と呼ばれる語形に変化させる必要がある。基本的な語形は「概念形」と呼ばれ、概念形を語幹として接尾辞（グロス上は POSS）が付加されることで所属形となる。概念形の語末が母音で終わるとき、所属形の形式は概念形と同一である (= (2a))。子音で終わるときは名詞によって決まった母音が付加される (= (2b))。所有者を標示する人称接頭辞は表 1 の「A」の列のもので、所有対象名詞に直接付加される。

(2) a. 概念形の語末が母音で終わる場合

(概) *re* ‘名前’ → (所) $\phi=re-\phi$ ‘彼の名前’

b. 概念形の語末が子音で終わる場合

(概) *setur* ‘背中’ → (所) $ku=setur-u$ ‘私の背中’

また所属形接尾辞は -Vhv (V はともに同じ母音) という音形になるときもある。意味の差はなく、韻文において音節数を整える際などで使い分けがされる（中川・中本 2014: 127）。

本論文での形式的な所有名詞句の分類を表 2 にまとめる。この分類にしたがい、特に B タイプがどのような意味を表現するかを次節以降で観察してゆく。

⁴ 4 人称は用法が複数あり、文脈から判断される。主な用法は指示対象を特定しない不定人称、包括的 1 人称複数、2 人称単数・複数の敬称、そして説話中の登場人物の 1 人称表現である。特に本論文では口承文芸を主な用例抽出元とするため最後に記した 1 人称表現が多数出現する。1 人称を表す *ku=* を用いると発話上では語り手自身を指示することになるため、語り手と登場人物（とりわけ主人公）との視点を明確に区別する目的でこの 4 人称が用いられていると考えられる。情況を説明する地の文においても、また登場人物が発した台詞中でもこの表現は徹底されている。訳文においてその具体的な意味を記すこととする。

表2 本論文におけるアイヌ語所有表現の分類

A タイプ	PM= <i>kor</i> NP (= (1a))
B タイプ	PM=NP-POSS (= (1b))

3. 認知言語学による所有の分析

本論文では所有に対して認知文法による分析を採用する。所有名詞句の分析に先立つて、認知言語学の枠内で考えられている所有の扱いを整理する。

所有は特に人間にとって社会生活上必須であり、根源的かつ普遍的な概念を成す。したがってあらゆる言語体系ではこの概念を表す表現が慣習化している (Heine 1997: 1)。しかし言語への表れ方は一見したところ普遍とは程遠いものであり、どのような関係を所有表現としてコード化するかは言語ごとに大きく異なっている。「所有」とは、意味論的に自明とは到底言えないもの (anything but self-explanatory) なのである (Langacker 2009: 81)。

多種多様な関係を表す所有であるが、そのプロトタイプは通常語的に見て所有権関係 (ownership relations), 全体-部分関係 (whole-part relations) そして親族関係 (kinship relations) の3種類であるとされる (Langacker 2009: 83)。また、認知文法における所有については参照点能力 (reference point ability) を基盤とした議論が行われている。参照点能力とは「あるものを経由してそれと関係する別のものを理解する」能力である。この能力が作り上げる参照点構造を模式的に表したもののが図1である。概念化者 (conceptualizer, C) はある参照点 (reference point, R) を基点としてその支配域 (dominion, D) を確定し、その範囲内にあるターゲット (Target, T) を認識することで対象物を把握する。所有のプロトタイプ (図1(a))においては所有者 (R) が物理的・社会的・経験的な何らかの方法で所有対象 (T) に対してコントロールを及ぼしている。このようなRによる客体的コントロール (図1 実線矢印) を概念化者が捉える際、参照点を介してターゲットに心的にアクセスしている。また、所有対象に対する所有者の客体的コントロールが希薄化しているような事例においても所有者は概念化者がターゲットに心的にアクセスする (図1 破線矢印) 際の参照点として機能する。具体的には「彼の年齢」など所有対象に対して所有者が客体的コントロールを及ぼしているあるいは特権的なアクセスを有するとは認めづらい場合であり、特定のターゲットを同定するために概念化者により喚起された心的アクセスのポイントであるとして所有者を考えると、所有者は参照点として機能するといえる (Langacker 2009: 85)。このような所有表現のスキーマ (図1(b)) が所有に関する全ての事例に共通している概念構造である。

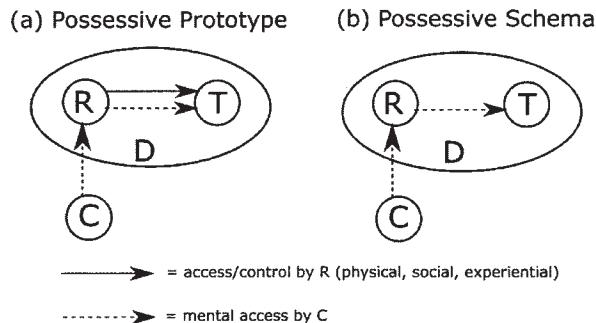


図1 所有のプロトタイプとスキーマ (Langacker (2009: 84) のFigure4.2を元に作成)

また Taylor (1996: 340) では経験のゲシュタルト (experiential gestalt) としての典型的な所有を構成する要素が以下のように挙げられている。

The possession gestalt

- The possessor is a specific human being.
- The possessed is an inanimate entity, usually a concrete physical object.
- The relation is exclusive, in the sense that for any possessed entity, there is usually only one possessor. On the other hand, for any possessor, there is typically a large number of entities which may count as his possessions.
- The possessor has exclusive rights of access to the possessed. Other persons may have access to the possessed only with the permission of the possessor.
- The possessed is typically an object of value, whether commercial or sentimental.
- The possessor's rights of access to the possessed are invested in him through a special transaction, such as purchase, inheritance, or gift, and remain with him until the possessor effects their transfer to another person by means of a further transaction, such as sale or donation.
- Typically, the possession relation is long term, measured in months and years, not in minutes or seconds.
- In order that the possessor can have easy access to the possessed, the possessed is typically located in the proximity of the possessor. In some cases, the possessed may be a permanent, or at least regular accompaniment of the possessor.

所有者と所有対象という関係において、上記の要素が含まれているほどに明確なコントロールが認められ、所有権関係のプロトタイプに接近していくことが浅岡 (2017b: 6) にて指摘されている。本論文でも以上の認知言語学の分析に則って全体-部分関係のプロトタイプやそのスキーマにどのような事例が当てはまるかを検討する。

4. アイヌ語の所有名詞句が表す意味

本節の目的は、所有表現の事例を観察することで A タイプと B タイプがそれぞれどのような意味領域を表現するかを示すことにある。具体的にはプロトタイプとスキーマを探ることで身体部位・空間的／時間的位置関係など従来は個別に記述されてきた関係の共通点を見出す。このようにしてアイヌ語の所有というカテゴリーにおける全体-部分関係の位置づけを探る。

4.1 所有権関係 —全体-部分関係ではないもの—

本論文の主なテーマである全体-部分関係の分析の前に、典型的な所有権関係を表す名詞句を対比のために提示する。

(3) a. = (1a)

ku=kor *cip*

1SG.A=～の 舟

‘私の舟’

b. *e=kor* *makiri*

2SG.A=～の 小刀

‘あなたの小刀’

先述した Taylor (1996: 340) における possession gestalt によれば、所有権関係はたとえば所有者が所有対象を処分することができる、あるいは他人への譲渡が可能であるという事態を含む関係が典型的である。そのような関係が最も多く観察されるのは、例 (3) のように所有者が人間でありかつ所有対象が無生物であるときといえよう。すなわち (3) の各事例の所有対象は所有者のコントロール下にあることを示し、典型的な所有権関係が表されているように思える。このようなコントロールは社会的・物理的あるいは経験的な方法によって達成されるのが一般的であり、所有対象に対して所有者はその位置や使用不使用などをある程度排他的に制御することが可能であるという立場にあるのが一般的である (cf. Langacker 2009: 83-84)。所有者が所有対象に対して特に社会的なコントロールを及ぼす立場にあるという事例として (4) を提示する。

(4) [...] *suy* *a=kor* *mampuri* $\phi=e\text{-}ikka$ *sir-i*

また 4.A=～の お守り 3SG.A=APPL-盗む VIS.EV-POSS

ene $\phi=an.$ ”

このように 3SG.S=ある.SG

‘また俺の宝 (lit. 俺の持つお守り) を盗みやがったな’ (K7708241UP 112)⁵

(4) は散文説話の一節で、主人公の窃盜を鬼が咎め、主人公を追いかけるという文脈下で鬼が発した台詞である。ここでは所有者（＝発話者）は発話時点で所有対象を物理的に保持してはいない。それにも関わらず所有対象の財物としての（社会的）所有権が *a=kor mampuri* のように所有表現によって表されている。したがって A タイプは所有権関係を典型的に表現する。

では所有対象が有生物（親族名詞は除く）である場合はどうであるか。例 (5) に示した通り、（少なくとも所有者とは別個の意思を持った存在という意味で）(3) や (4) の例ほどは所有者がコントロールする余地がないといえるような有生物の所有も A タイプによって表現される。

(5) a. *a=kor pon seta*

4.A=～の 小さい 犬

‘わが（飼育している）子犬’

(K8303243UP 182)

b. *a=kor okkay-po*

4.A=～の 男性-DIM

‘相棒 (lit. 私の男)’

(K7708241UP 096)

(5a) では飼い主と飼い犬との関係、(5b) では友人関係をそれぞれ表現しており、プロトタイプ的なコントロールは存在しないように思える。だが参照点を介することで目標に心的にアクセスするという参照点構造の特性によって、コントロールの観点では典型的とはいえないような (5) の関係も所有のスキーマは適用可能であり、所有名詞句として言語表現化することが可能となる。この場合は、目標の所有対象が属する支配域を限定し、心的アクセスを可能にするための参照点としてのみ所有者は機能していると考えられる。そのアクセス経路を通じて所有者と何らかの関係を結んでいる概念のうち、目標となる対象が所有対象名詞によって特定される。

以上のように A タイプは所有権関係を表すことができるとわかった。だが全体-部分関係はこの構造の名詞句では表すことができない。非文であると明確に指摘している先行研究は管見の限りないものの、例 (6) のような用例は先行研究⁶に記載されておらず、筆者自身のコーパス調査でも見当たらなかった（報告事例がない、という意味で便宜的に '*' を付記する）。

⁵ 以降、中川・ズガエワ・小林 (2016) の説話や神謡に付されている通し番号とその行数をこのように記す。グロスは記載されているものをそのまま引用し、訳文については括弧内で適宜文脈を補う。

⁶ 主に田村 (1996) の項目を参照した。

- (6) a. **e=kor* *otop*
2SG.A=～の 髪
'あなたの髪' を意図 (cf. (1b))

- b. * *ϕ=kor* *utar* cf. *ϕ=utar-ihī*
3SG.A=～の 仲間 3SG.A=仲間-POSS
'彼／彼女の仲間' を意図 '彼／彼女の仲間'

otop, utar を所有対象名詞とするのならば、構造はどちらも B タイプとしなければならない。A タイプは全体-部分関係を表現することができないとの予測が立つ。これとは逆に所有権関係を B タイプによって表した例もやはり事例がない。

- (7) a. **ku=cip-ihī*
1SG.A=舟-POSS
'(財物として保有している) 私の舟' を意図 (cf. (1a))
- b. **ku=setā-ha*
1SG.A=犬-POSS
'(飼育している) 私の犬' を意図 (cf. (5a))

以上より全体-部分関係を表現するためには別形式を用いる必要があることを確認できる。その形式こそが B タイプであり、A タイプが表す概念領域との隔たりについて次節以降にて考察する。

4.2 全体-部分関係

本節にて全体-部分関係を検討するにあたり、まずその特徴づけから行う必要があるだろう。対象を何かの部分として概念化する際には、その対象を部分として含む全体を概念化することが必須である。そのため部分の概念は全体にあたるものとの概念に依存するといえる。すなわち、部分を表す名詞の概念は所有者に対する依存性が高く、所有では参照点となるような別の要素 (=全体) に概念的に依存する。一方、前節で検討した所有権関係は所有対象の依存性が低い際に表される関係であるといえる。概念的依存性を手掛かりに B タイプが表す意味について本節全体を通じて述べる。

4.2.1 生物の身体部位と心情

まず所有対象が身体部位である例から観察を始めよう。例文 (8) ~ (10) を参照してほしい。

- (8) *a=sapa* *sir-ka* *ta* *a=anu* *kor* […]

4.A=頭.POSS 地面のあたり-～の上 に 4.A=～を置く すると
 ‘(私の)頭を床につけると、’

(K7908051UP 115)

(9) $\phi=cikir-ih$ i *tanne* *kikir*

3SG.A=足-POSS 3SG.S=長い 虫

‘足が長い虫’

(田村 1988: 74)

(10) $a=kema-ha$ *kosne* *kosne* *wa* […]

4.A=足-POSS 軽い 軽い して

‘私は足がとても軽く、(lit. 私の足はとても軽くて)’

(K7803231UP 219)

所有者が人間である場合は (8), 非人間である場合が (9) である。どちらも B タイプにより表現される。また (10) は私の足が軽いという特別な状態を表す文であるが、一時的に特別な状態下(ここでは晴れ晴れとした気分であることにより足取りが軽いと感じる状態)にある身体部位に関しても所有者にとっては自己の身体の一部である。よって (8) と同様の表現が可能である。

一方、田村 (1988: 33) にて身体部位名詞と同様に扱われている、心情など精神的活動を指示する名詞はどのような所有名詞句を形成するのであろうか。ここでは A タイプと B タイプそれぞれが表す関係の差異を垣間見ることができる。

(11) a. *huci* $\phi=kewtum-uhu$

おばあさん 3SG.A=気持ち-POSS

‘おばあさんの気持ち’

(田村 1988: 33)

b. […] $a=kor$ *rametok* $\phi=sitoma-pa$ *wa*, […]

4.A=～の 勇猛さ 3PL.A=～を恐れる-PL ～も

‘私の気性の激しさ (lit. 勇猛さ) を恐れて’

(田村 1986:12)⁷

例 (11a)においては B タイプとなっており、(11b) では A タイプとなっている。この形式的差異は、所有者と所有対象という関係が恒常に成立するか否かに由来するものであると考えられる。(8)~(10) で見たように、身体部位に関わる全体-部分関係は一時的に成立しているといったものではない。あるときには頭が存在しないがあるときには頭が存在するという事態はあり得ないという知識を我々は日常的な経験を通して獲得している⁸。(11a) も

⁷ 田村 (1986) 中の文章には和訳が充てられているがグロス付けはなされていない。この文献より引用する例文の扱いとしては、中川・ブガエワ・小林 (2016) の方針にしたがってグロスをつけて記すこととする(訳文については田村 (1986) の和訳を引用)。

⁸ 認知意味論が依拠する百科事典的意味論に従えば、このような一見言語外的な知識も言語表現の意味に含める必要がある。

同じく、人間である以上精神的な活動の総体としての気持ちは恒常に有しているという知識が働いている。ところが (11b) の「勇猛さ」については、その所有者が常に有しているような対象であるとは認められないように思える。(11b) における *rametok* は、両親からの指摘に対して反抗的な態度を返す、散文説話の登場人物の様子を指して用いられている語である。つまりここでの「勇猛さ」とは「私」の一過性の態度や感情の発露を表していると考えられる。そのような状況を表現しているとすれば、「私」と「勇猛さ」との関係は恒常的とはいえないであろう。したがって (8)~(11a) は恒常的な関係を表し、(11b) は一時的な関係を表すという点において差異を見出すことが可能である⁹。

4.2.2 無生物の全体と部分

先行研究で指摘されている、所有形式が B タイプとなるケースについて他にも見てゆこう。この節で取り上げるのは、道具や地理的な範囲など無生物の部分に関する所有である。多くの言語と同様にアイヌ語でも全体を所有者名詞（または接頭辞）、部分を所有対象名詞としてそれぞれエンコードする。

(12) a. *makiri* $\phi = \text{kepuspe-he}$

小刀 3SG.A=鞘-POSS

‘小刀の鞘’

b. *makiri* $\phi = \text{nip-ihī}$

小刀 3SG.A=柄-POSS

‘小刀の柄’

c. *amip* $\phi = \text{einkī-hī}$

着物 3SG.A=裾-POSS

‘着物の裾’

(田村 1988: 33)

(13) *Iskar* $\phi = \text{put-u}$ $\phi = \text{kor}$ $nispa$ $a = ne$ $wa [\cdots]$

イシカラ 3SG.A=河口-POSS 3SG.A=～の ニシパ 4.A=ある して

‘「私はイシカラ川の河口の長者なので (lit. イシカラ川の河口を領有する長者は私で
あり)」’

(K7908051UP 192)

例 (12), (13) のような無生物の物体の全体とその部分との関係は身体部位と同様の捉え方である。すなわち部分の存在は全体の存在を含意し、両者間に恒常的な繋がりが認識されている。(13) については、一続きであると見做されている地形（この場合は河川）の部分的

⁹ 恒常性に関する議論については浅岡 (2017a) に依るところが大きい。

な範囲（河口）が所有対象名詞となってBタイプが形成される。

4.2.3 B タイプが表れるその他の例

4.2.1 節と 4.2.2 節では全体に対する構成要素として部分が存在しているといえる例を見てきた。すなわち位置的に部分は全体の内部に存在しているという理解である。しかし本節で提示するのはそのような事例とは一線を画するものである。例文 (14) では所有者の内部に所有対象が存在しているとは考えられないが、B タイプの所有形式が用いられている。

(14) における *sake-he* の人称接頭辞はその前の節の *amam* と相互参照 (cross-reference) 関係にある。そのため *amam* を所有者名詞として見做すことには問題はない。だが部分は全体の内部にあるという全体-部分関係の理解だけでは B タイプが用いられる要因をうまく把握できない。酒になった時点で稗は固有の形状や植物としての性質を失ってしまっており、稗の内部に酒が存在するという事態では決してないためである。稗と酒との関係は、素材とその加工物の関係であると思われる。この関係は所有権関係とは全く異なり、アイヌ語では言語表現として明確な差異が見いだされる。物品としての酒を所有する場合、すなわち所有権関係であるような場合は (15) のように A タイプとなるのである。(15) はたとえば「私が持っている酒」「私が飲んでいる酒」などを表現する。

- (15) *ku=kor sake*
 1SG.A=～の 酒
 ‘私の酒’

さらに2組の例を提示する。同じような対象を指示する名詞句であっても、所有対象名詞となったときに互いに異なる所有形式となるというペアである。なお、(16a), (17a) ではとともに所有者は前文脈で談話に登場している。

- b. $\phi = kor$ *amip*
 3SG.A=～の 着物
 ‘彼／彼女の着物’

着物とそれを着用している人間、家とそれに住んでいる人間とのそれぞれの関係は、部分は全体の内部に存在するという事態を含まない。なぜこれらの名詞の所有表現が B タイプであり、またなぜ形式的対立が発生するのであろうか。

4.2.1 節と 4.2.2 節で見た事例はどれも概念的依存性が低い所有対象に関する所有であつた。そしてそれらの所有関係が B タイプによってエンコードされているということは、(16a), (17a) の所有に全体-部分関係に類する特徴があると想定される。ここでは着物や家に関する百科事典的知識が関係していると思われる。たとえば衣服ならば社会における典型的な役割とは人に着られるといったことであろう。社会的な生活を送る上では衣服を身にまとうことは必須であり、衣服類に関するフレーム¹⁰にはそれが身にまとわれる物であるという情報が含まれている。よって日常の経験を通して衣服とは着用者がいるものであるという捉え方がなされる。また住居に関しても同様に、居住する人がいるという知識がそのフレームの中心にある。同時に衣服や住居は人間が着用するなどの用途とは無関係の物体としての側面も持ち合わせ、財物としてそれらを所有しているという捉え方も十分に考えられる。具体的に (16) を例に説明する。(16a) の *mip* は衣服に関するフレームのうち、着用者がいるという知識が焦点化されていることを含意する表現である。したがって身体部位に関する全体-部分関係と同じく、*mip* の指示対象に対しては所有者が不可欠であることが関わると思われる。他方 (16b) の *amip* は（着用されているかどうかはともかく）所有者が不可欠ではない（所有対象の参照点に対する依存性が低い）対象という知識が焦点化されていることを含意する表現である。そのため (16b) は、全体-部分関係よりも所有権関係と近似性を持つと思われる。捉え方の違いを慣習化した表現として、アイヌ語では (16), (17) それぞれの所有対象名詞のように語彙項目レベルの区別が発生していると考えられる。

以上 B タイプが用いられる事例は本節まで見た通り、身体部位などを表現するものもあれば(16),(17)のような周辺的と思われるものもあった。この観察を踏まえて、次節にて全体-部分関係がどのように B タイプに対応するのか考察を展開する。

¹⁰百科事典的な知識のまとめりはフレームと呼ばれ（西村 2002: 292-293）、言語表現によって指示対象のフレームが喚起される。語のフレームは日常の活動を通して形成された経験や習慣を背景として含んでいる。

4.2.4 全体-部分関係のプロトタイプとスキーマ

全体-部分関係が所有の中核的意味のうち1つを担うことは3節でも触れた。では全体-部分関係のうちでさらに典型的と思われるものとは一体何であろうか。日常的な経験を通じて形成され最も認知的に卓立しているカテゴリーがプロトタイプとなる (Taylor 2003: 56-57) のであれば、全体-部分関係のプロトタイプとは人間とその身体部位ということが主張できる。身体部位はその基体となる人間の意思によってコントロールされている。身体部位を介して行われた行為（手を用いて何かを壊すなど）は身体部位が単独で行ったことではなく、その身体部位を有する対象の行為や責任であると通常は見做される。したがって人間（=全体）と身体部位（=部分）との関係は、前者が後者に対するコントロールを含むという点でプロトタイプとしての機能を果たすものであると考えられる¹¹。

したがって人間とその身体部位との関係をプロトタイプとして、B タイプのスキーマが身体部位以外の事例（例 (12), (13), (14), (16a), (17a) が該当）に適用されていると考えられる。これらの周辺的な事例はいずれも所有者に対する所有対象の概念的依存性が高い関係という捉え方を含んでおり、その依存性の高さこそが全体-部分関係の全ての事例に共通するスキーマであると思われる。

以上のように B タイプは全体-部分関係を表現し、様々な関係が B タイプで表されつつも参照点に対する概念的依存性の高さという共通性でそれらをまとめることが可能である。

5. まとめ

本論文ではアイヌ語の A タイプ・B タイプのうち後者に注目してその形式が担う意味を分析した。A タイプと B タイプを対比すると、前者は主に所有権関係を表し後者は全体-部分関係を表す。これは、両者の表現する範囲の差異が形式的な差異として言語表現に表れていることを意味する。

表 3 アイヌ語所有名詞句のプロトタイプと形式

所有のプロトタイプ	所有形式
所有権関係	A タイプ
親族関係	A タイプ B タイプ
全体-部分関係	B タイプ

本論文のまとめとして、所有のプロトタイプと所有形式との関係について表 3 のような

¹¹ 松本 (2000) では比喩的拡張によって身体部位名詞が物体部分を表す意味となることが指摘されている（例：瓶の口、船尾）。アイヌ語でも *ni-tek* (木+手=枝) や *ni-tumam* (木+胴=幹) などの例がある。これは身体部位が起点領域 (source domain) となってメタファーによる拡張を遂げていると考えられる。起点領域となるということは、身体部位の概念が認知的にかなりの卓立性を帶びていることの証左であろう。

マッピングができるなどを提案する。所有権関係と全体-部分関係の間には明確な形式的・意味論的差異があるということは、アイヌ語では両関係を区別した捉え方を言語表現として慣習化しているということを示唆する。

ただし、所有全体のカテゴリーとしては連續的な構造を持っているということは改めて論じる必要があるだろう。参照点構造という所有を特徴づける大きな枠組みがあり、所有者を介して所有対象にアクセスするという心的な働きが所有全体に共通することである。また、所有権関係と全体-部分関係との断絶を埋めるのが本論文では扱わなかつた親族関係のプロトタイプである。脚注 2 でも表 3 でも提示したように親族名詞を用いた所有には A タイプになるものと B タイプになるものとがある。親族関係のプロトタイプとスキーマがどのような様相を帶びているかを明らかにし、所有権関係や全体-部分関係と周辺事例での重なり方を詳らかにすることによってはじめてアイヌ語の所有の全体像を描くことができる。親族関係に関しては今後の課題としたい。

略号一覧

1/2/3/4	1/2/3/4 人称	S	自動詞主語
A	他動詞主語	SG	単数
APPL	充当態	VIS.EV	視覚の証拠性
DIM	指小辞		
EXC	除外的		
NEG	否定		
O	目的語		
PL	複数		
PM	人称接辞		
POSS	所有接尾辞		

参考文献

- 浅岡健志朗 (2017a) 「チェコ語の所有文と存在文が表す全体部分関係」『日本言語学会第 154 回大会予稿集』344-349. 首都大学東京, 2017 年 6 月 25 日.
- 浅岡健志朗 (2017b) 「チェコ語の所有動詞 *mít* が表す所有権関係と存在」『東京大学言語学論集』38, 1-24.
- Chappell, Hilary and William McGregor (1996) Prolegomena to a theory of inalienability. In: Hilary Chappell and William McGregor (eds.) *The grammar of inalienability: A typological perspective on body terms and part-whole relation*, 3-30. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Dixon, R. M. W. (2010) *Basic linguistic theory volume 2*. New York: Oxford University Press.
- Heine, Bernd (1997) *Possession: Cognitive sources, forces, and grammaticalization*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 喜多直人 (2018) 「アイヌ語沙流方言における親族名詞の限定所有と呼格的用法—フレーム

意味論による分析一」『日本言語学会第 156 回大会予稿集』271-276. 東京大学, 2018 年 6 月 23 日.

Langacker, Ronald W. (2009) *Investigations in cognitive grammar*. Berlin: Mouton de Gruyter.

松本曜 (2000) 「日本語における身体部位詞から物体部分詞への比喩的拡張—その性質と制約」坂原茂（編）『認知言語学の発展』317-346. 東京：ひつじ書房.

中川裕・アンナ ブガエワ・小林美紀 (2016) 『アイヌ語口承文芸コーパス—音声・グロス付き—』立川：国立国語研究所. (<http://ainucorpus.ninjal.ac.jp>) [2018 年 4 月アクセス]

中川裕・中本ムツ子 (2014) 『カムイユカラを聞いてアイヌ語を学ぶ』東京：白水社.

Nichols, Johanna (1988) On alienable and inalienable possession. In: William Shipley (ed.) *In honor of Mary Haas: From the Haas Festival Conference on Native American Linguistics*, 557-609. Berlin: Mouton de Gruyter.

西村義樹 (2002) 「換喻と文法現象」西村義樹（編）『認知言語学I：事象構造』285-311. 東京大学出版会.

Payne, Thomas E. (1997) *Describing morphosyntax: A guide for field linguists*. Cambridge: Cambridge University Press.

Sato, Tomomi (1997) Possessive expressions in Ainu. In: Tooru Hayasi and Peri Bhaskarara (eds.) *Studies in possessive expressions: A report of the research project Analysis and description of individual languages and linguistic typology*, 143-160. Tokyo: ILCAA.

田村すず子 (1964) 「アイヌ語沙流方言の名詞（その 1）」『早稲田大学語学教育研究所紀要』3. (ゆまに書房編集部（編）(2001)『アイヌ語考④ 文法I』394-420. 東京：ゆまに書房. 収録を参照した)

田村すず子（編）(1986)『アイヌ語音声資料 03』東京：早稲田大学語学教育研究所.

田村すず子 (1988) 「アイヌ語」亀井孝・河野六郎・千野栄一（編）『言語学大辞典』第 1 卷 : 6-94. 東京：三省堂.

田村すず子 (1996) 『アイヌ語沙流方言辞典』東京：草風館.

Taylor, John R. (1996) *Possessives in English: An exploration in cognitive grammar*. New York: Oxford University Press.

Taylor, John R. (2003) *Linguistic categorization* (Third edition). New York: Oxford University Press.

On the Whole-part Relations Expressed by Possessive Form Nouns in Ainu (Saru Dialect)

KITA Naoto

n-kita5332@hotmail.com

Keywords: Ainu language (Saru dialect), Cognitive linguistics, possession, whole-part relations

Abstract

This paper is an attempt to elucidate the meaning of the form ‘PM-possessed object-POSS’, one of the two types of possessive noun phrase in the Ainu language. Previous research has found that this form is used when a whole-part relation holds between the referent of the possessor noun and that of the possessed noun. There are, however, uses of this form (e.g. $\phi = mip-hi$ ‘his/her clothes’ and $\phi = uni-hi$ ‘his/her house’) that do not appear to designate whole-part relations. I argue that these uses are sanctioned just in those cases where the referent of the possessor noun is regarded as indispensable to that of the possessed noun, thereby making the latter analogous to a part of the former.

(きた・なおと 東京大学大学院)